

令和 8 年 第 5 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 8 年 5 月 15 日（金）

ところ 東大阪市役所 18 階 大会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届に関する件

- 日程第 1 報告第 16 号
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について専決事項報告の件
- 日程第 2 報告第 17 号
相続税の納税猶予に係る適格者証明専決事項報告の件
- 日程第 3 報告第 18 号
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第 4 報告第 19 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件
- 日程第 5 報告第 20 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件
- 日程第 6 議案第 11 号
農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件

2. 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等について

- 日程第 7 議案第 12 号
農地利用の最適化の推進の状況の件

3. 東大阪市農業委員会総会会議規則の一部改正について

- 日程第 8 議案第 13 号
東大阪市農業委員会総会会議規則の一部改正の件

出席委員	14 名
途中参加委員	0 名
欠席委員	4 名
事務局	2 名

開会 午後 2 時 00 分

【会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日、令和8年第5回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。それでは、これより総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますよう、皆様方には、何卒、最後までご協力の程、よろしく申し上げます。失礼ではございますが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は14名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。

<異議なしの声>

【議長】

異議なしと認め、

1番 柳生よみ子 委員

3番 草開善城 委員

両委員を指名いたします。それでは審議に入らせていただきます。

日程第1、報告第16号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第1、報告第16号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について専決事項報告の件。

番号1、被相続人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。相続開始年月日、平成〇年〇月〇日。

相続人の住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇

〇、地目が〇、適用面積が〇〇㎡、登記面積も同じく〇〇㎡でございます。令和〇年〇月

〇日専決でございます。

【議長】

この1番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第 1、報告第 16 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 2 に入らせていただきます。

日程第 2、報告第 17 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第 2、報告第 17 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続開始年月日、令和〇年〇月〇日、相続人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積は〇〇㎡で、適用面積も同じ〇〇㎡でございます。相続登記が完了しております。評価証明書、生産緑地地区の指定を確認させていただいております。他〇筆でございます。令和〇年〇月〇日証明でございます。

【議長】

この 1 番の専決事項について異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 17 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第 3 に入らせていただきます。

日程第 3、報告第 18 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

日程第 3、報告第 18 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇年〇月〇日。相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積は〇〇㎡、適用面積も同じく〇〇㎡でございます。租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用農地でございます。他〇筆でございます。令

和〇年〇月〇日証明でございます。他 6 件でございます。

【議長】

この 1 番から 7 番ですね、1 番から 7 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

【林委員】

はい、議長

〇番と〇番について、質問をさせていただきます。

〇番の件ですけれども、ここの土地の現況、及び生産緑地として、生産緑地で納税猶予を受けている分ということによろしいですね。

【事務局】

はい、議長。委員お見込みのとおりでございます。

【林委員】

はい、議長。

それでは、引き続き質問します。〇番の土地ですけれども、生産緑地を指定する場合の要件としては東大阪市の要件は、厳しいものがあると思います。

それに合致しているかどうかの確認をまずお願いしたいと思います。

ここの例えば東大阪でしたら、従事する専従者ではないですけれども、主に従事する人間は、何日間働かないけないという規定があるのではないかなあとと思います。

それにのっとるならば、その土地が綺麗に耕作されている、または、及び生産されている。そういう、縛りがあるのではないかと思います。

現況の場合、耕作されているかどうかいうたら、私は耕作されているような状況はありません。あと管理されているかといえば、草は生えてないと思います。

しかしながら、私百姓やっている関係上、農地として、運用されているかどうかと思うと、運用されていると、ちょっと思えないのですが、私事の意見ですが、議長の意見はいかがでしょうか。それは専決されているのは議長ですから。

【議長】

ちゃんと見てもらっているね、事務局の方で。

【事務局】

はい、議長。よろしいでしょうか。

こちらの方の筆につきましては、令和〇年の〇月の〇日に農業委員会の方から、現地調査

をさせていただいている筆でございます。

その時は草刈等の実施をされておられて、特段、委員が仰られるように作付けしているかということの話になってくると、なかなか100%というわけにはいかないかもしれないですけれども、管理をされている、雑草等も生えていない状態では担保しておられるというところで、事務局としましては一定生産緑地としての管理はされておられるという判断で、専決にのせさせていただいたものでございます。

【林委員】

生産緑地の部分はそれでOKだと思います。

納税猶予の経緯につきまして、納税猶予はちゃんとして縛りがありますよね。

税務署からどういう条件を満たさなければ、納税猶予を受けることはできない。

それをクリアされているかどうかというのはどうやって確認されたのかお聞きしたいです。

【議長】

農業委員会では、事務局も言っている通り、そういう（生産緑地の判断と同様の）考え方でそれ（納税猶予）の適用をしているかどうか判断させてもらう。

【林委員】

はい、議長。

納税猶予については、生産計画、生産物の確認とかがあるのではないかなと思います。

ありませんか。ありますでしょ。あるのだったらその確認は農業委員会として、どうされているのか。例えばね、私が思うに、作られているのは、はっきりと毎日見に行くわけにはいかないと思います。だから、それを作ったという証拠を出すならば、作られている方が、何月何日にこういうのを作りましたと計画通り計画表を出しているのだから、計画表にのっって一番簡単なのは写真ですよ。写真を添付してこういうふうにやりました。

だからこれは、（農業委員会が）見に来たときは作ってなかったけども、私はこういうときに何月何日こういうのを作ってまして、自家消費であっても出荷であっても、作物は作りました。そういう届け出を、農業委員会は、納税猶予を受けた方に、出してもらうように、指導とかはされているのでしょうか。

【事務局】

はい、議長。委員からのお話でございますけれども、いわゆるその作付けに関しては実質的にそこまで農業委員会で点検しておりません。

ただ、実質的に生産緑地の納税猶予制度というところで、一定の肥培管理というところがございまして。その中でいけば管理ということが客観的に確認できて、かつ近隣の農地に迷

惑をかけるような状態じゃないということであれば、一定そういったところについては納税猶予適用っていうところを判断することもあるというところでございます。

以上でございます。

【林委員】

なぜこんなこと言うかと言いますとね。私も土地相続しました。

生産緑地にして、納税猶予を受けるかどうか、考えました。

せやけど後の運用を考えたら、縛りがあるために、そういうことはもうやめたほうがいい。税金払って、自分が使えるように、いつでも使えるように、畑としては使っているけどいつでも宅地に転用を計画するような算段をしました。ところが納税猶予を受けられる方は、その分、納税猶予を受けるということは相続税の免除を受けられているわけですよ？税理士さん。

【高橋委員】

免除じゃないのです。猶予です。

【林委員】

猶予を受けておられる。その金額は前もってもうてるのと同じだと思います。

免除、終わるまではね、その納税猶予が終了するまでは、終了したときにそれを受けられた。相続税分の金額を受けられ、つまり利益があったわけ。その分の、利益を受けたら今度義務をどういうふうに果たされているのか、それが生産計画であり、農作物を作る。

それが農業を守るという、農業委員会の使命じゃないかなと思います。だから、作ってないのだったら納税猶予はやめる。納税猶予を最後まで受けたいのであるならば、作物をちゃんと作って税務署へ計画を出しているわけなのだから、それに則って作付けをして、少なくとも、それを行っているかどうか税務署がチェックできないから農業委員会に振っているんじゃないかなと私は考えています。

農業委員会が、それをある程度担っていくのだったら、どういうふうな作付けされているのか、作付け計画とか、農業委員会は把握されているのですか。いかがですか。

【事務局】

先ほど申し上げましたように相続税の納税猶予に係る調査につきましては、そういったところの作付けの計画等については、事務局の方では把握はしておりません。

【林委員】

だから今回まではね、いいかもしれませんけども、やっぱり農地を守る農業委員会としては、ある程度税務署との連絡として作付けが、どういうふうにされているのかどうかの情

報ぐらいは持つとくべきじゃないでしょうか。それによって判断すべきかと私は思います。そういう条件もなしにここで、納税猶予が適格か適格でないかいうのをね、情報も何もわからないで判断するというのはね、農地を荒廃させる。その大前提を我々は助けているのではないかな、少なくとも農地の荒廃を防ぐというのが、農業委員会の目的であるならば、できる限りのことは、その労力時間かかるかもしれませんが1回それをするならば、次回からちゃんと同じような前から同じことしてもらっているだけの話なので。最初はしんどいかもしれませんが。それはすべきではないかなと私は思います。それの上にとつとつ、これが適格か適格でないかを判断すべきじゃないかな。そうすると、利得ばかり言っていて、実際の話。不公平じゃないでしょうか。税金の考え。私はそう思います。皆さんはどう思われますか。お聞きしたいです。

【議長】

議事整理のため暫時休憩します。

<休憩>

【議長】

ただいまから、議事を再開します。

【林委員】

事務局に意見言わせてもらうときに、状況等の把握をちゃんとしていただければありがたいなと思います。○番の○○○○、この土地は市街化区域の土地ですか。私はちょっと実際のところ見てない。見てないだけで実地調査してないのでわからないのですけども。路線価とか調べていたら、ここ調整区域違うのかなと思ったのですよ。調整区域と市街化区域の境目のところでね。調整区域になっているのではないかと思います。そこが納税猶予のこういう手続きに合致するのですかということを質問します。

【事務局】

はい、議長。

調整区域内農地につきましても相続税の納税猶予制度の対象になってございます。

【林委員】

あ、そうなんです。納税猶予は、最初は生産緑地であることがまず第一の条件。それで、納税猶予を受けることができると私は理解していたのですけれども。調整区域に生産緑地という、区域があるのかどうか僕わからないから質問させていただきます。

【事務局】

はい、議長。

東大阪市で言いますと、相続税の納税猶予の対象となる農地は、今おっしゃられた生産緑地、それから調整区域内農地ということになりますので、調整区域内に生産緑地があるというわけではございません。調整区域内の農地は相続税の納税猶予対象になるということでございます。

【林委員】

わかりました。

【議長】

他にございませんか。

【木田委員】

よろしいでしょうか。先ほどの議論をちょっと聞いたのですが、要は、我々は、農業委員会の活動記録の中で、農地パトロールとか、そういうことを普段行わないといけない。そういうことをしなければならないのではないのでしょうか。今回ここに出てきています専決事項の案件に至るまでに、遊休農地の解消とか発生防止の活動、それは農業委員会がしなければならない活動。その中でこういう案件が出ないような活動をしなさいといけません。ではないかなというふうに私は思います。どうでしょうか。一応意見をあげておきます。

【議長】

他にございませんか

【山口委員】

今の○番のお答えについてなんですけども。大体2ヶ月に1回見に行っていますけども。とりあえず、草ぼうぼうです。だから、この方の家の住所がわからないのですよ。近所の人に聞いたら、電話をしておくという話にはなっているのですが、住所はわからないのですけども、家はわかっていますけども。亡くなった親父さんしか知りませんので。だから生産緑地以外の我々のような形の用地ですね。だからものすごく草ぼうぼうで、もう最近はいろんな生き物が来ていますんでね。あげてもどういう対応をしていただけるのかわからない状態になっています。

【事務局】

はい、議長。

こちらの方の農地につきましては、何回か本人から申請ございました。

先ほど申し上げたみたいに、農地が荒れた状態で申請に来られていたので、その状態では証明できませんというところで何回か帰っていただいて、きちんと、せめて草刈ぐらいはちゃんとやってくださいというところはお願いさせてもらったところで何回か折衝させてもらった経過がございます。

令和〇年の〇月の〇日に農業委員会で現地調査させていただいたときに、ビフォーアフターを見させていただいたところで、草を刈って倒しておられて、という状態を確認させてもらった上で、証明発行に至ったものでございます。以上です。

【山口委員】

はい。いいです。

【林委員】

揚げ足とって悪いのですが、草刈だけでね、その耕作ができる状況と判断されているのやったら、農家やっている方としてみたら、……思いますね。

そんなので、何ができるのっていう話を、思います。これは参考意見で、事務局からの答弁は要りません。

【議長】

他にございませんか。他にないようでしたら、日程第3、報告第18号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第4に入らせていただきます。

日程第4、報告第19号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

日程第4、報告第19号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件。

番号1、届出人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。所在地でございますが、〇〇〇〇。地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。転用目的が〇〇、用途地域が〇〇でございます。他7件でございます。

【議長】

1番から8番の専決事項について異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第4、報告第19号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第5に入らせていただきます。

日程第5、報告第20号、農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

日程第5、報告第20号、農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件。

番号1、譲受人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲渡人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇m²。

転用目的が〇〇〇〇、用途地域が〇〇〇〇でございます。他〇筆です。他1件でございます。

【議長】

この1番から2番ですね、1番から2番の専決事項について異議ありませんでしょうか。

【林委員】

はい、議長。

これはちょっとお聞きしたいのですが、1番の件ですが、この土地を〇〇〇〇にする場合、ここの土地を〇〇〇〇にするときの進入口はどこにあるのですか？

ここは段差があって上の道路に面しているのですが、資材置場をする限りにおいては少なくとも手では運ばないで車で運びますよね。

僕の（調べた）状況では、ものすごく細長い土地。

周りは住宅地で、どこからそういう進入口をとられるのかということが、疑問に思ったので、教えていただきたいのです。

【事務局】

はい、議長。航空写真等で確認しておりますが、工事をされた後でどこから搬入するのかというところまでは、確認できておりません。

専決事項ですので、届出は完了しておりますが、〇〇〇〇さんの方に確認させていただく、そういったところでお時間頂戴できたらと思います。

【林委員】

次回に報告してください

【議長】

他にございませんでしょうか。他にないですね。

<異議なしの声>

異議ないものと認め日程第5、報告第20号、農地法第5条第1項第6号による届出専決事項の報告の件は了承することに決めます。

日程第6に入らせていただきます。

日程第6、議案第11号、農地法第18条第6項による合意解約に係る通知の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

日程第6、議案第11号、農地法第18条第6項による合意解約に係る通知の件。

番号1、賃貸人住所、〇〇〇〇、賃貸人氏名、〇〇〇〇。賃借人住所、〇〇〇〇、賃借人氏名、〇〇〇〇。所在が〇〇〇〇でございます。地目が〇、面積が〇〇㎡。解約の事由としましては、農地法第18条第1項の第2号によるものでございます。以上です。

【議長】

続きまして事務局説明願います。

【事務局】

はい、議長。

農地法の第18条につきましてご説明をさせていただきます。

農地の賃貸借の解約につきましては、原則、農地法第18条によりまして、都道府県知事の許可を受けなければ解約ができないというものではございますが、同条第1項の第2号で合意による解約がその解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、かつ、その旨が書面において明らかであるものについて行われる場合はこの限りではないとされております。

さらに同条第6項にて、第1項ただし書きの規定により、許可を要しないで行われた、いわゆる合意解約された場合は、農水省令で定めるところにより、30日以内に農業委員会にその旨を通知しなければならない。というふうに定められているものでございます。

具体的に説明をさせていただきますと、賃借人である〇〇〇〇と、賃貸人である〇〇〇〇

にて、解約の合意が成立したものでございます。

〇〇といたしまして、〇〇〇〇で、双方合意がされたものでございます。

農地の引き渡し日及びご解約の成立が令和〇年の〇月〇日、同日でございます。

農地の引き渡し期限6ヶ月前までに、合意解約が成立をしておるものでございますので、農地法第18条第6項によりまして、令和〇年〇月の〇日に、農業委員会事務局の方に通知がされたものでございます。なお当該通知書につきましては、規定の記載事項、それから、賃借人、賃貸人双方の同意書の連署であることを事務局の方で確認をさせていただいております。説明は以上でございます。

【議長】

この件について、審議願います。意見ありませんでしょうか。

【林委員】

はい、議長。

合意による解約。6ヶ月以上の間があれば、知事に届けなくていいということで理解しているのですけども、それでよろしいですか。

【事務局】

農地の明け渡し日から6ヶ月以内での合意の解約が成立している場合につきまして、双方合意されている解約で、それが書面によって通知されていると。農地法施行規則第68条第1項各号による記載事項が満たされておる場合につきましては、委員お見込みの通りでございます。以上です。

【林委員】

これは、僕は全然こういう状況わからないので質問させてもらっているだけなのですけども農業委員会に通知をする。農業委員会は、それに対して、可否の決断をしなければいけないのですか。ただ通知を受けるだけだったら受けましたということの報告だけで済むのですか、そのところちょっと理解してないのですけども。教えてください。

【事務局】

こちらの方につきましては事務専決の規程には入っておらないものでございますので、通知があったことについて総会の方でご意見を聴取して、条件を満たしていれば農地台帳のほうから賃借権を抹消するということになります。専決事項の関係でこういう形で審議をお願いしておるところでございます。以上です。

【議長】

よろしいですか。

【林委員】

そうですね。我々はただその通知を聞いて、わかりました、聞きましたということで、終わるわけで、よろしいですか。

【事務局】

農地法で通知をしなければならないと明記されております。

ですので、委員の皆様にご通知がされておりますというところをご報告させていただいております。そういった中で意見聴取の機会を設ける必要がございますので、そういった面から、議案として提案させていただいておりますのでございます。以上です。

【議長】

他にございませんか。

<意見なしの声>

他にないものと認め日程第 6、議案第 11 号、農地法第 18 条第 6 項による、合意解約に係る通知の件は、承認することにいたします。

それでは続きまして議事日程 2、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について、日程第 7 議案第 12 号、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等についてを議題とします。事務局より説明を願います。

【事務局】

農業委員会の農地利用最適化の推進の状況等についてというところがございます。

議案書と一緒に資料をお配りさせていただきました色刷りの A4 の縦の資料ですね。ご覧いただけますでしょうか。

様式に沿った形でご説明をさせていただきます。

農業委員会による最適化活動の目標の設定それから活動の記録、点検評価の実施、その結果の公表項目等についての基本的な考え方でございますが、農業委員が実施をされる最適化活動につきましては、農地の出し手及び受け手の意向の把握でございますとか、意向を踏まえた農地のあっせんとか、農地の定期的な見回りなど、多岐にわたるところでございます。

農業者の減少や高齢化が進む中で、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要というふうにされておまして、その透明性を確保する観点からも、最適化活動の実施

状況や、達成状況につきまして、評価をして、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定によりましてその結果を、ウェブサイト公表するとともに、大阪府に報告するというふうになってございます。

お配りしておりました色刷りの資料でございます。

まず説明の前段でございますけれども、そもそもこの様式自体が、調整区域が大規模にある自治体でありますとか、国の認定農業者がたくさんおられるような自治体、そのような自治体での活動を想定して作られており、東大阪市のような、認定農業者が数えるほどで、集積すべき農地が市内にほとんどない等、また、自給的農家が市内各所に点在しており、集積集約が困難というような自治体については、なかなか様式を満たすことが困難な部分もございます。そういった事情を含め、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料 2 枚目をご覧くださいませでしょうか。黄色の部分です。

③の実績という部分、こちらにつきましては、農地の集積についての実績でございます。配布資料には 0.88 っていう形で載せさせていただいておるところがあるのですが、すいません、そちらの方、1.08 の方に修正をお願いします。

こちらの集積でございますが、国版認定農業者、認定新規就農者にどれだけの農地が集積されたのかという報告でございます。令和 7 年度の新規集積面積につきましては、1.08ha で、内訳としましては、令和〇年〇月に〇〇〇〇さんが、認定都市農地貸付で〇〇㎡。令和〇年〇月に〇〇さんが、農地中間管理事業で〇〇㎡。

令和〇年〇月に〇〇さんが、農地中間管理事業で耕作をされておられた部分ですけれども、〇〇㎡。こちらの方を、新規集積面積としてカウントさせていただいております。要は国版認定農業者さんのもとに農地がどれだけ集まったかというところの結果でございます。続きまして 1 枚めくっていただきまして 3 ページ、ご覧くださいませでしょうか。

④のその他のところでございます。そこで黄色く塗っているところでございますが、農地の利用状況調査と書いてある、箱のところでございます。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては令和 7 年 9 月から、農業委員の皆様にご協力いただきまして、事務局と農地調査を一緒にさせていただきました。農地法第 30 条の調査に係る結果というところでございます。令和 7 年度につきましては、農地法第 32 条の第 1 項に該当する農地が 3ha。内訳としましては、緑区分が 1.8ha ございました。そして、黄色区分が 1.2ha。でございます。

そちらの方の計 3ha につきまして、利用状況調査の結果、遊休農地として挙げているものでございます。

また、それに伴う意向調査につきましては、令和 8 年の 2 月、調査結果の取りまとめについては、令和 8 年の 3 月に実施をさせていただいたものでございます。

続きまして、3 ページの下部、新規参入の実績でございます。

令和〇年の〇月〇日付けで、農地法第 3 条を受け、〇〇さんが〇〇にて〇〇㎡の耕作を開始されましたので、そのご報告をさせていただいております。

3 ページの下部の表の参入経営体数が○経営体となっているところが、○○さんが開始されたというところの報告でございます。

続きまして4 ページの②の実績のところをご覧いただけますでしょうか。

ページ中部の黄色くなっておるところでございます。

農業委員会の活動強化月間の設定でございますが、9月に、遊休農地の発生防止というところで、利用状況調査とあわせて農地の見回りを実施しているところでございます。

続きまして1月、こちらの方は、大西会長にもご出席をお願いさせていただきましたけれども、本市農政課が開催する地域計画に係る座談会に会長及び事務局が参加をさせていただきました。そういった報告となっております。

それから5 ページ目でございますが、新規参入説明会というところでございます。件数が非常に少なく、事務局への相談も非常に少ないものでございまして、そのような状況から改めて別建ての事業開催には至っていない状況でございます。

続きまして、5 ページの最後のところでございますが、推進委員等の点検、評価結果のところでございます。こちらは農地の集積や遊休農地の解消面積、新規参入の促進など、先ほど報告をさせていただきました項目と、農業委員の皆様にも毎月提出をお願いしております活動記録の日数等を考慮いたしまして、項目毎に振り分けているものでございます。

実績の報告につきましては以上でございます。

続きまして令和8年度の最適化の目標設定というところでございますが、こちらの方につきまして委員の皆様にも直接的に関係する事項として、昨年度に引き続き、令和8年度におきましても、1ヶ月あたりの活動目標日数を10日に設定をさせていただいております。これにつきましては、農業委員会組織における定期的な取り組みとしまして、令和3年12月2日、全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせ決議事項として、概ね10日という日数が示されておりますので、そこに則り、本市農業委員会でも、10日の活動日数を設定させていただいております。

また、今年度も、農地法第30条調査につき、例年通り9月からの実施を考えております。大変お手数おかけして恐縮ではございますが、その節はよろしく願いいたします。

以上です。

【議長】

事務局から説明のありました通り、今後、東大阪市農業委員会のホームページでこれらの情報が公開されるということでございます。ご意見ありますでしょうか。

【林委員】

7 ページなのですけど。

農業委員の数、これ18名が、委員になっているんですけどその内訳見たら、18人にならない。どういうこと。

【事務局】

はい、議長。

これは内訳ではございません。例えば認定農業者が何人おられるかを記載する欄ですので、合計が18になるわけではございません。よろしいでしょうか。

【林委員】

もう一度お願いします。

【事務局】

はい、議長。

内訳ではなくって、18名のうち認定農業者が何人おられますか、認定農業者に準ずる方が何人おられますか、女性が何人おられますか、ということを入力する欄で、これらを合計して18名になるということではございません。

【林委員】

例えば、これを合計したら13人で後の5名は、何になるのですか。

【事務局】

はい、議長。

認定農業者でもない、女性でもない、40代以下でもない方が5名おられるということですので。そういった委員は、普通におられると思いますが…。

【林委員】

普通の人では中立じゃないのですか

【事務局】

はい、議長。

中立委員はもともと、委員会組織を構成するときから中立委員ということで入っていただいております。中立委員と普通の委員は違います。

【林委員】

理解できないけどわかりました。

【議長】

よろしいですか。

<意見なしの声>

他にないものと認め、日程第7、議案第12号、農地利用の最適化の推進の状況については公開することに決めます。

続きまして議事日程第3の報告、東大阪市農業委員会の総会会議規則の一部改正ですね。日程第8、議案第13号、東大阪市農業委員会総会会議規則の一部改正の件を議題とします。事務局説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、議長。

お手元に配付をさせていただいております、別紙2ですね、これも議案書とあわせて、各委員のご自宅に郵送させていただいたものでございます。

お手元にない方ございませんでしょうか。横書きの資料でございますけれども。

よろしいですか。では、本件のご説明をさせていただきます。

まず国におきまして書面掲示規制が、見直すべきアナログ規制というふうに挙げられております。公示送達制度の見直しに係る法改正があり、令和8年5月21日から公示送達につきましては、インターネットを利用した形に変更となるものでございます。

国のこのような動きを受けまして、東大阪市の方でも公告式条例に定める掲示場に公告している行政委員会の掲示物につきまして、法改正以降は行政委員会が自らウェブサイトを作成して公告することになりましたので、農業委員会総会会議規則をそのように変更するというものでございます。

具体的には、第3条でございます。総会の通知及び公告、第3条、会長は、総会を招集しようとするときは、総会の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、東大阪市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に公告しなければならないとなっていたものを、新しく左側の表のとおり、第3条、会長は総会を招集しようとするときは総会の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、インターネットを利用して公告するものとする。というように変更するものでございます。

今まで、市役所の1階の掲示場に総会の開催についての告示を掲示していましたが、要は、それがなくなり、インターネット上で告示するということになります。

以上です。

【議長】

ただいま事務局から説明がありましたように、農業委員会総会の会議規則の一部を改正するということになります。ご了承をいただきたいと存じますが、ご異議ありませんでしょうか。

【山口委員】

今までこういう会合の書類を送っていただいていますよね。今後はこういうのは全部インターネットでということになるのですか？それに対する質問もインターネット内から別になるということですか？

【事務局】

はい、議長。

今回、議題に上がっている告示は、市民さんに向けて、この日時に農業委員会総会が開催されますという情報を市役所で掲示をしなければいけなかったものが、インターネット上で、それらのお知らせが出るようになりますというところです。委員さんに配っている議案とかの送付に関しては何も変更ございません。

【林委員】

インターネットというのは言葉じりをとって悪いんですけども、一般名詞で固有住所じゃないですよね。インターネットインターネットというインターネット。どこ見るんですかって言われたときに、例えば、委員会事務局の、ホームページを見てください。これは住所ですよ。インターネットというのはあくまで通信手段であって住所じゃない。

住所どこにあるのですかって？と言われたときに、インターネットで調べてください。

という話になるのですかというのが疑問で思ったのですよ。

【事務局】

はい、議長。

インターネットを利用して公告するという事なので、利用手段としてのインターネット、今までは、掲示場に掲示しなければならない、今後はインターネットを利用して公告をするということでございます。

【林委員】

また長々となって申し訳ないのですが、私もね、農業委員会の情報を見ようと思って、調べたことがあるのです。農業委員会の情報に載ってない、どこ調べていいのかわからない。インターネットでね、で調べていたら、農政課の情報のホームページに、農業委員会のことを書いてある。そういう状況があったのです。動かなかったから、農業委員会が農政課に行ってください。

言われて農政委員会で話したら、うちとこですわということでした。

それはもう、3ヶ月か4ヶ月、載せていたらもう切ってしまうから。

もうその情報を手に入れるのはどうしたらいいのですか言うたら、申請かけてください。というわけ…。

だから、住所がわかっておれば、調べられるけども、インターネットという、漠然としたもので調べなさいと言われても、知識のある人間はええけど我々、私のような知識ない人間が調べようがないときに、だから住所が欲しいというのが私の意見なのですよ。

例えば、農業委員会のホームページ見てくださいと、インターネットを通じて農業委員会のホームページを見ていただけたら、農業委員会は公告がありますよということがあんならわかりますけどね。インターネットでやってくださいよでは、ものすごく不親切というよりも、もう馬鹿にしてるのちゃうかなと一瞬思ったのです。そこのところの条例じゃないけども、通知通告が通知文になるのですか？これは、規則の変更だから。

【事務局】

今までも掲示場、公告するというで具体的な住所が載っているわけではないのですが、そのインターネットを利用して公告するというは、ネット上のサイトがあるのは当たり前で、その具体的なその運用のところの話と、そもそも会議規則として、インターネットを使って公告しますよっていうところをやっている話といろいろ混同しているのかなって気がするのですけれども、今後のそういった告示についてはインターネット上にあるっていうことは確かで、具体的なそのアドレスとかそういったことについては、例えば農業委員会のホームページであるとかそういうことはもう検索していただいたら出てくるし判ることになります。そこを会議規則の中に盛り込むというのは…インターネットを利用してくださいというのは国の方からも言われていることになります。

【林委員】

わかりました。

【山口委員】

一般市民が市役所の媒体の中に、インターネットを通じて入ることは全部禁止されていますので、セキュリティの関係で駄目だと言われてますんでね。それはスポーツ課の件ですが、あそこの部長や次長から何回も言われています。だから入られないようになっています。ただ電子媒体を利用して、こうしてこうしますということが正式名称だとか、国の方はインターネットという言葉は絶対に使いません、電子媒体という形だけいいいます。ということですが別に運営に支障がなければいいのではないかと思います。

【議長】

ご了承いただけたらと思います。他に意見やご異議ございませんでしょうか。
ないですか。

<意見なしの声>

以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

終了 15時15分

以上の事実と相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 柳生 よみ子

委員 草開 善城

令和8年 第5回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	柳生 よみ子	◎	10	羽柴 和彦	×
2	大西 博	○	11	杉山 和良	○
3	草開 善城	◎	12	木田 悟朗	○
4	小林 茂一	○	13	高橋 美代幸	○
5	平尾 吉伸	×	14	林 登	○
6	古川 勇	○	15	石井 忠和	○
7	山口 裕弘	○	16	田中 隆夫	×
8	南口 浩	○	17	宮崎 行俊	○
9	西田 博文	○	18	大野 一博	×

○ 出席
× 欠席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 杉本 篤史

事務局次長 横関 真人